6　世帯に関する要件（**次のすべてに該当すること**）
ア）　移住元において、申請者を含む２人以上の世帯員が、原則、住民票の上で同一世帯に属していたこと。 イ）　移住支援金の交付申請時において、申請者を含む２人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。 ウ）　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、平成３１年４月１日以降に三春町に転入したこと。 エ）　移住支援金の交付申請時において、申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、転入後３か月以上１年以内であること。 オ）　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。